

板橋区多世代住み替え支援事業助成金交付要綱

(令和8年3月23日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯が親世帯の近隣に居住又は同居する場合の転居に係る費用の一部を板橋区（以下「区」という。）が助成することにより、親世帯と子世帯が適度な距離感で暮らし、多世代が共に支え合う住環境を推進するとともに、子育て世帯の区内への定住化の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 予定登録申請及び本申請の申請日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（概ね出産予定日が3か月以内で母子健康手帳が交付されている者の胎児を含む。）で、申請者又はその配偶者と民法（明治29年法律第89号）に規定する実親子又は養親子の関係にあるものをいう。
- (2) 子世帯 子を税法上扶養し、現に同居している世帯で、次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 世帯主及び配偶者並びに子からなる世帯
 - イ 世帯主及び子からなる世帯
 - ウ ア及びイに掲げる世帯に準ずると認められる世帯
- (3) 親世帯 子世帯の申請者又はその配偶者のいずれかの一親等の尊属を含む世帯をいう。
- (4) 近居 子世帯と親世帯が区内に居住することをいう。
- (5) 同居 子世帯と親世帯が区内の同一家屋に居住することをいう。ただし、同一敷地内で別の家屋に暮らす場合及び集合住宅で各住戸の区分が明確な建物で別の住戸に居住する場合を除く。
- (6) 民間賃貸住宅 公的住宅（東京都施行型都民住宅、東京都住宅供給公社の賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、都営住宅、区営住宅及び改良住宅をいう。）、社宅・官舎等の給与住宅及び契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅を除いた居住用の賃貸住宅をいう。

- (7) 私宅 申請者世帯が居住の用に供するため、建築し、又は購入した住宅をいう。
- (8) 礼金 賃貸借契約に伴う初期費用のうち、賃借人が賃貸人に謝礼として支払う金銭をいう。
- (9) 権利金 賃貸借契約に伴う初期費用のうち、賃借人が賃貸人に支払うものとして賃借権設定の対価としての性質を有するものをいう。
- (10) 申請者 予定登録申請及び本申請を行う子世帯の代表者
- (11) 申請者世帯 申請者の属する世帯
- (12) 予定登録申請 第6条第1項に規定する申請で、第3条に規定する要件の事前審査に係るものをいう。
- (13) 本申請 第6条第2項に規定する申請で、第4条に規定する住宅要件の審査及び近居又は同居に伴い実際に要した費用の請求に係るものをいう。

(助成対象世帯の要件)

第3条 この要綱の助成の対象となる世帯は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する近居又は同居であり、そのことについて住民登録がなされていること。
 - ア 子世帯が区外から区内へ転入して新たに開始する近居又は同居
 - イ 区内で近居又は同居の状態にある子世帯と親世帯のうち、子世帯が区内で住宅を取得あるいは別の民間賃貸住宅へ転居して新たに開始する近居
 - ウ 区内で近居の状態にある子世帯と親世帯のうち、子世帯又はその両方が転居を伴い新たに開始する同居
- (2) 区外から転入する子世帯は、予定登録申請の受理日から過去6か月間に区内に居住したことがないこと。
- (3) 予定登録申請の申請日において、申請者世帯の主たる生計者が特別区民税及び都民税を滞納していないこと。
- (4) 申請者世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の

自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。

- (5) 第5条に定める助成を受けようとする費用について、本要綱に基づく助成金のほかに公的な助成金等を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (6) 申請者又はその配偶者が、現在及び過去に自らが申請者又はその配偶者として、本要綱に基づく助成金を受けていないこと。
- (7) 区内に少なくとも3年以上継続して居住する意志があること。
- (8) 予定登録申請の申請日において、申請者世帯と同居又は同居を予定する親世帯が、区内に引き続き1年以上居住しており、そのことについて住民登録がなされていること。

2 転入又は転居前後の世帯構成の変更は、当該同居に係る世帯合併を除き、認めないものとする。ただし、特別な事情があると認める場合はこの限りでない。

（対象住宅の要件）

第4条 同居又は同居しようとする住宅は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 居住の用に供し区内に所在する民間賃貸住宅又は私宅であること。
- (2) 新耐震基準（昭和56年6月1日施行の改正建築基準法に基づく構造基準（耐震設計基準））に適合又は同等の耐震性能を有した住宅であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に違反する建築物でないこと。
- (4) 当該住宅の契約者は、申請者及び同居世帯員並びに新たに同居しようとする親世帯の世帯員のいずれかであること。ただし、区長が特別な事情があると認める場合はこの限りでない。

（助成対象費用及び助成額の算定）

第5条 助成の対象となる費用は、子世帯が、区内に居住する親世帯と新たに同居又は同居を開始するために要する転居に係る初期費用であって、助成額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める費用とする。ただし、助成額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 近居又は同居しようとする住宅が民間賃貸住宅の場合

契約時の礼金、権利金及び仲介手数料の合計額並びに引っ越しに要した実費の合算額で、20万円を限度とする。ただし、礼金、権利金及び仲介手数料については、真に当該費用として認められるもの以外の預り金（敷金を含む。）、鍵交換費用、ルームクリーニング費用又はそれらに類する費用が含まれる場合はその相当額を除く。

(2) 近居又は同居しようとする住宅が私宅の場合

契約時の仲介手数料、住宅ローン事務手数料及び不動産登記費用並びに引っ越しに要した実費の合算額で、20万円を限度とする。ただし、不動産登記費用については、不動産登記のために司法書士、土地家屋調査士等に支払う費用及び自ら登記し法務局に支払う費用のうち、真に申請者世帯が負担すべき費用のみを助成の対象とする。

2 前項各号にいう引っ越しに要した実費については、転居時に荷物を運搬するにあたり、運搬を引越し業者（ただし、国土交通省の許可を得ていない違法業者を除く。）に依頼した場合にかかる次の各号に掲げる費用を助成の対象とする。

(1) 引越運送費用

(2) 前号の費用に付帯する荷造り及び荷解き等のサービス費用（ただし、家電等の撤去及び取付工事、電気工事、不用品の処分費用並びにハウスクリーニング費用を除く。）及び運送保険料

(3) 梱包に係る資材の購入費用（引越し業者から購入した段ボール等）

3 第1項各号及び前項各号にいう引っ越しは、予定登録申請時の住所から本申請時の住所（以下「申請住所」という。）への転入又は転居をいい、複数回の引っ越しや申請住所以外の経由地等がある場合は認められない。ただし、助成対象部分と対象とならない部分の費用内訳が内訳書等で明らかになる場合はこの限りでない。

4 第1項に掲げる費用は、申請者又はその世帯員が支払った費用に限り対象とする。

5 助成対象住宅の一部を事業用として使用する場合は、契約時の礼金、権利金、仲介手数料、不動産登記費用及び引っ越しに要した実費は、直近の確定申告内容と同様の割合（又は事業用と居住用の面積比率）により算出した額

を助成対象額とすることができる。

- 6 助成対象住宅が二親等以内の親族が所有する住宅の場合は、礼金、権利金及び仲介手数料は助成の対象とならない。二親等以内の親族所有の住宅であるかの確認は、原則として自己申告によるものとし、その旨の申出書を徴する。法人所有の賃貸住宅は、親族が当該法人の経営者となっている場合に限り親族所有の住宅とみなす。

(予定登録申請及び本申請)

第6条 助成を受けようとする申請者は、近居又は同居しようとする住宅の契約（賃貸借契約又は売買契約若しくは建築工事請負契約をいう。以下同じ。）の締結前に、板橋区多世代住み替え支援事業予定登録申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 申請者世帯全員の住民票の写し（申請時に板橋区に住民登録がある場合を除く。）
- (2) 申請者世帯及び申請者世帯と近居又は同居しようとする世帯の親子関係を証明する戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書（1か月以内に発行されたもの）
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 前項に定める予定登録申請を行い、予定登録の決定を受けた者（以下「予定登録者」という。）は、転入又は転居後の住民票上の住定日（異動年月日）以降30日以内に板橋区多世代住み替え支援事業助成金交付申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 転入後の建物質貸借契約書若しくは売買契約書の写し又は登記事項証明書、改修工事請負契約書等
- (2) 第4条第2号に規定する新耐震基準に適合又は同等の耐震性能を有する住宅であることが確認できる次のいずれかの書類
 - ア 建築基準法に基づく建築確認検査済証の写し（検査済証がない場合は、建築台帳記載事項証明書の写し）
 - イ 耐震基準適合証明書の写し
 - ウ 住宅性能評価書の写し
 - エ 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証明書の写し

オ 売買契約時又は賃貸借契約時の重要事項説明書の写し（「建物の耐震診断の結果」の項目に耐震診断の有無の記載があり、新耐震基準に適合していることがわかる場合に限る。）

カ 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物又は新耐震基準に適合する耐震補強が施された建物であることが客観的に判断できる書類

(3) 前条第1項第1号に規定する助成を受けようとする場合は、対象住宅契約時の礼金、権利金及び仲介手数料の支払を証する書類

(4) 前条第1項第2号に規定する助成を受けようとする場合は、仲介手数料、住宅ローン事務手数料及び対象住宅の登記に係る費用の支払を証する書類

(5) 引越し費用の支払を証する書類

(6) その他区長が必要と認める書類

3 第1項の規定にかかわらず、近居又は同居しようとする私宅を新たに建築し、又は取得しようとするときで、予定登録申請の日から本申請までに3か月以上1年未満の期間を要する見込みの場合においては、契約後であって不動産登記完了以前であれば、予定登録申請を申請することができる。

（申請の受付）

第7条 予定登録申請及び本申請の受付は、次の各号のとおりとする。

(1) 予定登録申請は、随時受け付けるものとする。

(2) 本申請は、転入及び転居後に随時受け付けるものとする。

2 前項各号の規定にかかわらず、受付の方法を別に定めることができる。

（審査及び決定）

第8条 区長は、第6条第1項の規定による予定登録申請があったときは、その内容を審査し、予定登録申請が適当であると認めるときは、板橋区多世代住み替え支援事業予定登録承認通知書（別記第3号様式）により、予定登録申請が適当でないと認めるときは、板橋区多世代住み替え支援事業予定登録不承認通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知する。

2 区長は、第6条第2項の規定による本申請があったときは、その内容を審査し、本申請が適当であると認めるときは、板橋区多世代住み替え支援事業助成金交付決定通知書（別記第5号様式）により、本申請が適当でないと認める

ときは、板橋区多世代住み替え支援事業助成金不交付決定通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知する。

（登録有効期間）

第9条 前条第1項に規定する予定登録決定の有効期間は、予定登録申請の受理日の翌日から起算して3か月を経過した日の属する月の末日（当該日が土曜日、日曜日若しくは休日又は12月29日から翌年1月3日までの日に当たるときは、その翌日。ただしその日が更に土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日以後で最も近い開庁日。）までとし、この期間内に本申請が無かった場合は、予定登録者としての資格を失うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、真にやむを得ない事情にあると認められる場合は、前項に規定する日の翌日から起算して更に30日を経過した日（当該日が土曜日、日曜日若しくは休日又は12月29日から翌年1月3日までの日に当たるときは、その翌日。ただしその日が更に土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日以後で最も近い開庁日。）を登録有効期間とすることができる。

3 近居又は同居しようとする私宅を新たに建築し、又は取得しようとする場合で、真にやむを得ない事情にあると認められる場合は、予定登録申請の受理日の翌日から起算して1年を経過した日（当該日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その翌日。ただしその日が更に土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日以後で最も近い開庁日。）のうちで、任意の日付を登録有効期間とすることができる。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、板橋区多世代住み替え支援事業助成予定登録申請書又は板橋区多世代住み替え支援事業助成金交付申請書（以下「申請書」という。）を提出した後に、何らかの事情で申請の必要がなくなったときは、速やかに板橋区多世代住み替え支援事業申請取下届（別記第7号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、板橋区多世代住み替え支援事業予定登録申請取下承認通知書（別記第8号様式）又は板橋区多世代住み替え支援事業助成金交付申請

取下承認通知書（別記第9号様式）により、申請者に通知する。

（申請の変更）

第11条 申請者は、申請書を提出した後に、何らかの事情で申請書の記載内容に変更（助成決定の審査対象要件に関わらない変更を除く。）が生じたときは、速やかに板橋区多世代住み替え支援事業変更申請書（別記第10号様式）に、変更を証する資料を添えて区長に提出しなければならない。

2 本申請の申請日において、離婚等により予定登録申請者以外の者が新たに申請者となる場合、板橋区多世代近居・隣居転居支援事業変更申請書（別記第10号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、予定登録申請の変更が適当と認めるときは、板橋区多世代住み替え支援事業予定登録変更承認通知書（別記第11号様式）、予定登録申請の変更が適当でないとき認めるときは、板橋区多世代住み替え支援事業予定登録変更不承認通知書（別記第12号様式）、本申請の変更が適当と認めるときは、板橋区多世代住み替え支援事業助成金変更交付決定通知書（別記第13号様式）、本申請の変更が適当でないとき認めるときは、板橋区多世代住み替え支援事業助成金変更不交付決定通知書（別記第14号様式）により、申請者に通知する。

（助成金の請求）

第12条 第8条第2項の規定により助成の決定を受けた世帯（以下「助成世帯」という。）が助成金の交付を受けようとするときは、速やかに板橋区多世代住み替え支援事業助成金交付請求書（第15号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成決定の取消し）

第13条 区長は、助成世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第2項の規定による助成の交付決定又は第11条第3項の規定による助成金の交付変更決定（以下「交付決定等」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定等を受けたとき。

- (2) 交付決定等の内容に違反したとき。
 - (3) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、助成金を交付することが不相当と認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消したときは、板橋区多世代住み替え支援事業助成決定取消通知書(別記第16号様式)により、申請者に通知する。
- 3 区長は、第1項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、板橋区多世代住み替え支援事業助成金返還請求書(別記第17号様式)により、期限を定めて、当該取消しに係る助成金の返還を請求するものとする。

(調査等への協力)

第14条 区長は、助成世帯及びその世帯と近居又は同居した世帯に対し、近居又は同居の検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めによる。

2 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年4月1日から同年6月30日の間に近居又は同居した申請者に限り、予定登録申請を省略できるものとする。この場合において、第6条第2項中「予定登録申請を行い、予定登録の決定を受けた者」とあるのは、「令和8年4月1日から同年5月31日の間に近居又は同居した申請者」又は「令和8年6月1日から同月30日の間に近居又は同居した申請者」と読み替えることができる。
- 3 前項の場合において、「令和8年4月1日から同年5月31日の間に近居又は同居した申請者」と読み替えるときは、第6条第2項中「転入又は転居後30日以内に」とあるのは、「令和8年6月1日から同月30日までに」と読み替えることができる。

4 前2項の場合において、第6条第1項各号に掲げる書類は、同条第2項各号に掲げる書類と併せて提出しなければならないものとする。

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

板橋区多世代住み替え支援事業予定登録申請書

私は、板橋区多世代住み替え支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり予定登録を申請します。

申請者世帯員（全員）

※出産予定の場合は、氏名欄に「出産予定」と記入し、生年月日欄に出産予定日を記入

| 氏名（漢字） | 氏名（カナ） | 続柄 | 生年月日 |
|----------------|--------|-----|-------|
| | | 本人 | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| 上記のうち世帯の主たる生計者 | | | |
| 日中連絡のつく電話番号 | | | |
| 転居先の住所（予定） | | 板橋区 | |

申請者世帯と新たに近居又は同居する親（全員） ※申請者からみた続柄

| 氏名（漢字） | 氏名（カナ） | 続柄※ | 生年月日 |
|--------|--------|-----|-------|
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| 住 所 | 板橋区 | | |

(裏面)

資格要件の確認 (各項目を確認のうえ、チェック欄に✓を記載してください。)

| 項番 | 項目 | チェック欄 |
|----|---|-------|
| ① | 予定登録申請時および本申請時に、申請者世帯が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養し、かつ、同居していること。予定登録申請時に胎児の場合は、本申請までに出生の事実を確認できる予定であること | |
| ② | 申請者世帯と親世帯が近日中に区内で近居又は同居予定であること | |
| ③ | 近居の場合、申請者世帯の転入前後の世帯構成が同じであること 同居の場合、予定登録時の予定世帯構成と変更がないこと | |
| ④ | 申請者に配偶者がいる場合、原則として申請前後で同居していること | |
| ⑤ | 親世帯が区内に引き続き1年以上居住していること | |
| ⑥ | 申請者世帯の転居前住所が区外である場合、過去6か月の間に板橋区に居住したことがないこと | |
| ⑦ | 近居又は同居しようとする住宅の契約前であり、契約者は申請者世帯又は親世帯の世帯員(個人名義)の予定であること ※法人名義は不可 | |
| ⑧ | 近居又は同居しようとする住宅が申請者世帯の居住を目的とした住宅であり、建築基準法その他法令に違反する建築物でないこと | |
| ⑨ | 近居又は同居しようとする住宅が、新耐震基準に適合又は同等の耐震性能を有していること | |
| ⑩ | 申請者世帯の主たる生計者が、住民税を滞納していないこと | |
| ⑪ | 生活保護による扶助又は中国残留邦人等の支援給付を受けていないこと。 | |
| ⑫ | 助成を受けようとする費用について、他の公的な補助等を受けていない又は受ける予定がないこと | |
| ⑬ | 申請者又はその配偶者が、現在及び過去に、「板橋区多世代住み替え支援事業実施要綱」に基づく助成金を受けたことがないこと | |
| ⑭ | 申請者は、転居後少なくとも3年以上継続して区内に居住する意志があること | |
| ⑮ | 助成金は一時所得として所得金額に加算されることに了承し、必要に応じて確定申告をすること | |

上記資格要件を確認しました。

年 月 日

氏 名 _____

資格確認同意

世帯の主たる生計者である私は、板橋区多世代住み替え支援事業の登録申請の資格確認のため、板橋区が保有する納税状況の情報及び対象世帯の世帯員について板橋区が保有する住民基本台帳の情報を照会することに同意します。また、近居又は同居しようとする親世帯の世帯員について、板橋区が保有する住民基本台帳の情報を照会することに同意します。

年 月 日

世帯の主たる生計者 氏名 _____

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

板橋区多世代住み替え支援事業助成金交付申請書

年 月 日付 第 号 で承認を受けた予定登録について、
 以下のとおり助成金の交付を申請します。

申請者世帯員（全員）

| 氏名（漢字） | 氏名（カナ） | 続柄 | 生年月日 |
|--------|--------|----|-------|
| | | 本人 | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |
| | | | 年 月 日 |

転居後の状況

※チェック欄（□）は✓を記入

| | | | |
|---------------------------------------|----------------|---------------------|------------------|
| 転居先の住所 | 板橋区 | | |
| 上記の住宅が申請者又は同居世帯員の二親等以内の親族が所有する住宅の場合 □ | | | |
| 転居日 | 年 月 日 | 住宅の種別 | 民間賃貸住宅 □ 私宅 □ |
| 専有面積 | m ² | 賃貸借契約・売買 契約等の名義人 | |
| 親世帯との近居 又は同居 | 近居 □ 同居 □ | 親世帯の 世帯主氏名 | |
| （近居の場合） 親世帯の住所 | 板橋区 | | |

(裏面)

助成金の内訳（転居に係る初期費用）

| 費用 | 金額（税抜） |
|------------|--------|
| 引越し代 | 円 |
| 仲介手数料 | 円 |
| 礼金 | 円 |
| 住宅ローン事務手数料 | 円 |
| 登記費用 | 円 |
| 計 | 円 |

資格確認同意

私は、板橋区多世代住み替え支援事業の本申請及び請求の資格確認のため、対象世帯の世帯員について板橋区が保有する住民基本台帳の情報を照会することに同意します。また、近居又は同居しようとする親世帯の世帯員について、板橋区が保有する住民基本台帳の情報を照会することに同意します。

年 月 日

氏名 _____

別記第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区多世代住み替え支援事業予定登録承認通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区多世代住み替え支援事業に係る予定登録について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

| | |
|-------------|--|
| 1 予定登録申請の結果 | 承認 |
| 2 申請者の住所・氏名 | 住所 氏名 |
| 3 転宅先の住所 | 板橋区 |
| 4 注意事項 | (1) 予定登録有効期間内(原則、予定登録申請から3か月後の月末)かつ転入・転居後30日以内に本申請を行ってください。予定登録有効期間内に本申請を行わなかった場合は、予定登録者としての資格を失います。 (2) 申請内容に変更が生じたときは、速やかに関係書類を添えて変更申請書を提出してください。 (3) 何らかの理由により申請を取り下げるときは、申請取下届を提出してください。 (4) 板橋区多世代住み替え支援事業の取消要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。 |

別記第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区多世代住み替え支援事業予定登録不承認通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区多世代住み替え支援事業に係る予定登録について、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

| | |
|-------------|----------|
| 1 予定登録申請の結果 | 不承認 |
| 2 申請者の住所・氏名 | 住所 氏名 |
| 3 転宅先の住所 | 板橋区 |
| 4 不承認の理由 | |

別記第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区多世代住み替え支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区多世代住み替え支援事業に係る助成について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

| | |
|--------------|---|
| 1 助成金交付申請の結果 | 交付決定 |
| 2 申請者の住所・氏名 | 住所 板橋区 氏名 |
| 3 交付決定額 | 円 |
| 4 注意事項 | (1) 本通知から 14 日以内に、板橋区多世代住み替え支援事業助成金交付請求書により、助成金を請求してください。 (2) 板橋区多世代住み替え支援事業の取消要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。 |

別記第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区多世代住み替え支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区多世代住み替え支援事業に係る助成について、下記のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

| | |
|--------------|--------------|
| 1 助成金交付申請の結果 | 不交付決定 |
| 2 申請者の住所・氏名 | 住所 板橋区 氏名 |
| 3 不交付決定の理由 | |

別記第7号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

板橋区多世代住み替え支援事業申請取下届

年 月 日付で行った板橋区多世代住み替え支援事業に係る申請について、次のとおり申請を取り下げたいので届け出ます。

| | |
|-------------|-----------------------|
| 1 取り下げる申請 | 予定登録申請 ・ 本申請（助成金交付申請） |
| 2 申請者の住所・氏名 | 住所 氏名 |
| 3 取下の理由 | |

別記第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区多世代住み替え支援事業予定登録申請取下承認通知書

年 月 日付で届出のあった板橋区多世代住み替え支援事業における予定登録申請の取下について、承認しましたので通知します。

別記第9号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区多世代住み替え支援事業助成申請取下承認通知書

年 月 日付で届出のあった板橋区多世代住み替え支援事業における助成申請の取下について、承認しましたので通知します。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

板橋区多世代住み替え支援事業変更申請書

年 月 日付で行った板橋区多世代住み替え支援事業に係る申請について、次のとおり内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

| | |
|-------------|------------------------|
| 1 変更する申請 | 予定登録申請 ・ 本申請 (助成金交付申請) |
| 2 申請者の住所・氏名 | 住所 氏名 |
| 3 転宅先の住所 | 板橋区 |
| 4 変更の内容 | |
| 5 変更の理由 | |

(裏面)

※以下は、本申請時の初期費用に変更があった場合のみ記入してください。
助成金の内訳（転居に係る初期費用）

| 費用 | 金額（税抜） | |
|------------|--------|-----|
| | 変更前 | 変更後 |
| 引越し代 | 円 | 円 |
| 仲介手数料 | 円 | 円 |
| 礼金 | 円 | 円 |
| 住宅ローン事務手数料 | 円 | 円 |
| 登記費用 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 |

別記第 11 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区多世代住み替え支援事業予定登録変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区多世代住み替え支援事業に係る予定登録の変更について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

| | |
|---------------|---|
| 1 予定登録変更申請の結果 | 承認 |
| 2 申請者の住所・氏名 | 住所 氏名 |
| 3 転宅先の住所 | 板橋区 |
| 4 注意事項 | (1) 予定登録有効期間内(原則、予定登録申請から3か月後の月末)かつ転入・転居後 30 日以内に本申請を行ってください。予定登録有効期間内に本申請を行わなかった場合は、予定登録者としての資格を失います。 (2) 申請内容に変更が生じたときは、速やかに関係書類を添えて変更申請書を提出してください。 (3) 何らかの理由により申請を取り下げるときは、申請取下届を提出してください。 (4) 板橋区多世代住み替え支援事業の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。 |

別記第 12 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区多世代住み替え支援事業予定登録変更不承認通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区多世代住み替え支援事業に係る予定登録の変更について、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

| | |
|---------------|----------|
| 1 予定登録変更申請の結果 | 不承認 |
| 2 申請者の住所・氏名 | 住所 氏名 |
| 3 転宅先の住所 | 板橋区 |
| 4 不承認の理由 | |

別記第 13 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区多世代住み替え支援事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区多世代住み替え支援事業に係る助成の変更について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

| | |
|----------------|--|
| 1 助成金交付変更申請の結果 | 交付決定 |
| 2 申請者の住所・氏名 | 住所 板橋区 氏名 |
| 3 交付決定額 | 円 |
| 4 注意事項 | (1) 本通知から 14 日以内に、板橋区多世代住み替え支援事業助成金交付請求書により、助成金を請求してください。 (2) 板橋区多世代住み替え支援事業の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。 |

別記第 14 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区多世代住み替え支援事業助成金変更不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区多世代住み替え支援事業に係る助成の変更について、下記のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

| | |
|----------------|--------------|
| 1 助成金交付変更申請の結果 | 不交付決定 |
| 2 申請者の住所・氏名 | 住所 板橋区 氏名 |
| 3 不交付決定の理由 | |

別記第 15 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

板橋区多世代住み替え支援事業助成金交付請求書

年 月 日付 第 号 で交付決定通知のあった板橋区多世代住み替え支援事業助成金について、次のとおり請求します。

| | | | | | | |
|------|--|---|---|---|---|---|
| 請求金額 | | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------|--|---|---|---|---|---|

上記に係る板橋区からの助成金について、下記の口座に振り込むことを依頼します。

ゆうちょ銀行以外の場合

| 金融機関名 | | | | 支店名 | | | |
|---------------------|------|--|--|-------------------|--|--|--|
| 銀行 信用金庫 信用組合 | | | | 支店 出張所 | | | |
| 金融機関 コード (4桁) | | | | 支店 コード (3桁) | | | |
| 預金種別 (いずれかに○) | | | | 口座番号 | | | |
| 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 | | | | | | | |
| 口座 名義 | フリガナ | | | | | | |
| | 漢 字 | | | | | | |

ゆうちょ銀行の場合

| | | | | | | | | | | | |
|--|------|--|--|---|---|---------------|--|--|--|--|---|
| ゆうちょ銀行(貯金通帳の見開き右上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入) | | | | | | | | | | | |
| 通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に記入) | | | | | | 通帳番号 (右詰めで記入) | | | | | |
| 1 | | | | 0 | ※ | | | | | | 1 |
| 口座 名義 | フリガナ | | | | | | | | | | |
| | 漢 字 | | | | | | | | | | |

※申請者と口座名義人の氏名は同一のものとしてください。申請者以外の口座に振り込む場合は、別途委任状が必要です。

別記第 16 号様式（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区多世代住み替え支援事業助成決定取消通知書

年 月 日付 第 号 で交付を決定した板橋区多世代住み替え支援事業助成金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

| | |
|-------------|--------------|
| 1 申請者の住所・氏名 | 住所 板橋区 氏名 |
| 2 交付決定取消額 | 円 |
| 3 取消しの理由 | |

別記第 17 号様式（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区多世代住み替え支援事業助成金返還請求書

年 月 日付 第 号 で取消を決定した板橋区多世代住み替え支援事業助成金について、下記のとおり返還を請求します。

記

| | |
|-------------|--------------|
| 1 申請者の住所・氏名 | 住所 板橋区 氏名 |
| 2 交付済額 | 円 |
| 3 交付決定取消額 | 円 |
| 4 返還請求額 | 円 |
| 5 返還請求の理由 | |
| 6 納付期限 | 年 月 日 |